留学生交流をめぐる中台関係の新展開

― 中国の国際教育戦略を見る一視角 ―

大塚 豊 (2012年10月2日受理)

New Development of China-Taiwan Relations over the Student Exchange: A Perspective for Observing China's International Education Strategy

Yutaka Otsuka

Abstract: Since the National Party regime led by Chiang Kaishek escaped to Taiwan in 1949 after beaten in the civil war, there existed a severe adversary relationship between Mainland China and Taiwan for a long time. However, detente progressed quickly from 1990s. In the field of education, symposiums and seminars have been held mutually, exchanges of specialists and their lectures have been conducted, and student exchanges have been also promoted gradually. Particularly the year 2011 marked a turning point of historical significance for both sides. Taiwan started accepting the regular degree students from mainland China as well as accrediting the degrees and credentials earned by Taiwanese students in the mainland. This article aims to analyze the China-Taiwan relations over the education, particularly scrutinize how the student exchange has been actually brought forward. Problems pertaining to the practice, expectations and speculations of both sides as well as the prediction of future deployment will be discussed.

Key words: study abroad, mainland China, Taiwan, university, open-door policy キーワード: 留学、中国、台湾、大学、対外開放政策

1. はじめに

台湾海峡を挟む両岸,つまり中国大陸と台湾との間には緊張した関係が長く続いてきた。国共内戦に敗れた蒋介石の率いる国民党は1949年に台湾に逃れた後も「大陸反攻」のスローガンを掲げ、もう一方の北京の中国共産党は「台湾解放」を唱えた。1958年には、台湾が支配する金門島と大陸との間での砲撃戦が起こったこともあった。1971年に中華人民共和国が中国を代表する国として国連に加盟したのに伴って、台湾は脱退せざるを得ず、台湾の国際的な地位は低下した。中台間には「一つの中国」を認めるか否かの根本的対立が存在する。1979年には、中国側が「三通政策」、す

なわち,中台間の「通郵(郵便による直接通信)」「通商」 「通航(直行便の運行)」を呼びかけたのに対して、台 湾側は「三不政策」、つまり、「不接触、不談判、不妥 協(接触せず、交渉せず、妥協せず)」の方針をとった。

しかしながら、台湾が38年間も続いた戒厳令を1987年7月に解除し、同年11月には台湾住民の大陸への親族訪問を認め、中台関係に雪解けムードが広がり、90年代以降は緊張緩和が急速に進んだ。2008年7月、中台間に週末直行便が就航したのを皮切りに、かつてミグ戦闘機に乗り危険を冒して大陸から自由主義世界を求めて亡命した軍人がメディアを賑わせたことがまるで嘘のように、今日では連日定期便が行き交い、双方の観光地には互いの観光客が溢れている。こうした緊

張緩和の根底には、中国が進めてきた改革・開放政策 と、台湾側の経済・社会発展から来る自信がある。

台湾海峡を挟んだ(以下,中国語の略称を用いて「両岸」と記述)中台関係の変化は、当然ながら両岸の教育交流にも影響を及ぼした。相互に教育関係のシンポジウムなどが開かれ、専門家の交流や講演・講義が行われ、生徒・学生の交流も展開されるようになった。なかんずく2011年は両岸の教育交流にとって歴史的な年となった。学位取得を目指す大陸の学生の受け入れが台湾で本格化したのである。小論では、教育をめぐる両岸関係、とくに留学生交流の展開をたどり、そこに内在する問題を分析するとともに、中台双方の思惑や今後の留学生交流の展開を検討してみたい。

2. 両岸の留学生の本格的交流に至る前史

そもそも両岸の教育交流に関しては 国民党政府が 台湾に移った後、「淪陥区来帰学生学歴審核及輔導就 学辦法 | つまり大陸で取得した学歴を審査し、改め て就学を指導する規則を公布したのがその端緒と言え る。その後の長い間、両岸の教育交流は進まなかった が、経済を牽引車として交流が始まった。台湾ビジネ スマンと共に大陸に渡った子女の中には大陸の諸学校 に学ぶ者も含まれ、彼らの学歴を如何に扱うかが台湾 で取り上げられるようになった。また、1992年7月31 日に台湾が両岸の経済・貿易・文化面の往来と関連事 項に関して制定した「両岸人民関係条例」(正式名称 は「台湾地区與大陸地区人民関係条例」)の第22条には、 「両岸人民の学歴検査・承認の方法は、教育部が制定 し、行政院に報告し承認を受けた後に確定する」と規 定された。これが、大陸で学んだ台湾の学生がその承 認を台湾政府に求める法的根拠となるものであった。

その後、この第22条を具体化する学歴検査・承認の方法に関する措置は暫く講じられなかった。だが、1997年8月に蕭萬長が連戦に代わって行政院長になると状況が変化した。具体的な行動として、当時の教育部の呉京部長が楊朝祥政務次官を団長とする専門家十数名からなる視察団を大陸に派遣し、大陸の重点大学を訪問して高等教育に対する理解を深め、法的整備の拠り所としようとした¹⁾。この結果も踏まえ、1997年10月22日に「大陸学歴検覈及採認辦法」が公布され、併せて10月24日には台湾が公認する大陸の73大学の名簿が公表された²⁾。それによれば、1992年以前に大陸で学んだ者は審査の対象とせず、「両岸人民関係条例」公布後に大陸で学んだ者に2回の審査機会を与え、1997年の辦法公布後は指定大学のみで就学可能という内容であった。

しかし、この時期には大陸への投資が台湾産業の空

洞化をもたらすとの懸念から、大陸との経済交流を抑制する「戒急用忍」政策が当時の李登輝総統によって打ち出された。また、両岸関係を「特殊な国と国との関係」と表現したことに象徴される李総統の「台湾独立論」に対する大陸からの反発により緊張が高まっていた。そのため、大陸で取得した学歴の公認措置は政権内外での猛反対に遭い、実現されなかった。その後、公務員・国家機関の不正監視や会計監査を行う監察院が1998年3月に出した報告の中で、台湾から大陸へ登るに中国医学・西洋医学専攻への偏りが見られることや、大陸の学歴承認は国の安全保障問題に関わるるよや、大陸の学歴承認は国の安全保障問題に関わるるよや、大陸の学歴承認は国の安全保障問題に関わるるも、大陸の学歴承認は国の安全保障問題に関わるるも、大陸の学歴承認は国の安全保障問題に関わるるも、大陸の学歴承認は国の安全保障問題に関わるる事柄であるから、教育部は国全体の大陸政策と歩調を合わせるべきであると主張されたことにより、学歴承認政策は同年6月に完全に一時休止状態に陥った30。

2000年に政権交代を果たした民進党陳水扁政権下でも、台湾の分離独立政策への大陸の牽制などのために中台関係は緊張状態が続き、学歴承認政策には進展は見られなかった。2001年の台湾のWTO加盟により、さらなる対外開放が求められても、大きな変化はなかった。このように台湾の政治・経済情勢、世論など時代背景の変化に伴って、大陸の学歴に対しては種々の見解が現れては消え、歴代の教育部長⁴¹のうち、この問題に決着をつける者は現れなかった。

事態が大きく動いたのは2007年である。同年, 馬英 九が総統選挙に立った際の公約の一つが「大陸の大学 で取得した学歴を承認し, 大陸学生の台湾での就学を 認める」ことだったからである。選挙に勝利した馬総 統は就任後, 2010年に公約を実現することを示唆し た。1997年以来, 実に10年余の歳月をかけて, 両岸の 教育交流が政治日程にのぼり, 前進したのである。

ちなみに、実際には近年は大陸からの学生が交流協定締結大学の間での「交換留学生」や「研修生」として台湾を訪れていた。大陸から「研修生」として台湾を訪れた者は、台湾教育部の統計では、2006年448人、2007年823人、2008年1,321人、2009年2,888人、2010年5,316人、2011年1万1,227人と、増加傾向にある⁵⁾。

一方、1985年から2007年までに累計で1万4,907人の台湾の学生が大陸に赴き、2006年だけで約6,400人の台湾の学生が大陸で学んだという⁶。中国側の統計によれば、中国の大学が受け入れた台湾の学生は1990年の時点で315人であり、以後、91年80人、92年76人、93年100人、94年120人、95年350人と90年代前半の漸増を経て、97年945人(うち152人は大学院)、98年894人(うち195人は大学院)、99年1,248人、2000年816人(うち140人は大学院)、2001年1,054人(うち364人は大学院)、2002年768人、2003年905人、2004年955人、2005年1,199人(うち802人は大学院)、2006年2,307人(う

ち1,244人は大学院)、2007年2,235人(うち博士課程には533人、修士課程706人)と、90年代後半から年により増減を繰り返しながら、2008年には1,974人(うち博士課程には474人、修士課程618人)を数える⁷⁾。また、2004年の時点で中国国内の20数大学が台湾の大学と交流協定を締結している⁸⁾。さらに、2005年から台湾の学生は大陸の学生と同額の授業料を徴収され、他国の留学生と違って経費面では国内の学生と同じ扱いとなった⁹⁾。このように、学生の移動という意味での交流は実質的に展開していたが、馬英九政権が行ったのは、閉ざされていた正規の学位取得を目指す学生の受け入れであった。

3. 学歴の相互承認

1) 台湾による大陸の学歴承認

冒頭に述べたとおり、 両岸の教育交流が検討課題と なる発端であった大陸で獲得した学歴を承認することに 関しても法的整備が進んだ。2011年1月6日に台湾教育 部は「大陸地区の学歴承認規則」(原語は「大陸地区学 歴採認辦法 |) 修正草案を公布した。同法は上述した 1997年10月22日公布の「大陸学歴検覈及採認辧法」が 修正されたものである。同法の対象となるのは、台湾の 教育部が承認した大陸の高等教育機関を卒業したか在 籍した台湾の住民の他、台湾地区に来て就学を申請し たり、台湾の高等教育機関が海外で開設する専科クラス への就学を申請したりする大陸の住民. 許可を受け親 族などと台湾に長期居住ないし定住している大陸住民で あり(第3条)、外国人や香港・マカオの住民で大陸の 学歴承認を必要とする者にも本法の大陸住民による申 請規定が準用される(第10条)。逆に、以下のいずれか に当たる者は学歴承認の審査対象外とされた。すなわ ち. ①正式の入学手順を経ない入学者. ②通信教育な いし遠隔教育方式に依った者, ③高等教育独学試験の 資格で入学した者、④大学の分校で学んだ者、⑤大学 の下に置かれた独立学院から授与された学歴、⑥非正 規の高等教育機関の学歴、⑦医療法にいう医事職員に 関連した学歴、⑧卒業証書と学位証書を同時に取得し なかった者、 ⑨その他、教育部が学歴承認の対象外と した者、である。分校、独立学院、高等教育機関独学 試験などを通じて学歴を獲得した者をすべて排除するな ど、きわめて厳格に質保証を図ろうとする姿勢が読み取 れる。大陸からの学生の受験資格の認定において、定 員確保の観点から、近年かなり柔軟な方針が採られて 来たわが国の多くの大学とは対照的である。

さらに、1997年公布の修正前の規則では、第2章が 「大陸地区人民の学歴の審査と承認」であり、第3章 が「台湾地区人民の学歴の審査と承認」となっていたが、修正後は第2章の内容は削除された。台湾の学生には、大学院への進学や就職、とくに公務員への就職に際して大陸の学歴の公認はきわめて重要である。一方、台湾に居住する大陸の住民や学生にとっては、台湾での公務員試験受験は認められず、大陸での学歴承認が直接に関わるのは、台湾での進学を希望する場合にほぼ限られ、第2章の規定の意義は小さかったからであろう。

修正前の条文に盛り込まれた審査対象外となる学歴 取得方法の規定では、修正後と同じく通信教育や遠隔 教育. 高等教育独学試験に依った者. 大陸以外に設置 された分校で学んだ者、パートタイムや通学方式で資 格を取得した者などと並んで、共産主義イデオロギー の機関で学んだ者、1966年~1977年の文化大革命期に 資格を取得した者が記されていた。高等教育機会の拡 大を目指して導入された独学検定試験や、全寮制への 例外措置である通学制を含めて、 いわばバイパス的な 手段での資格取得を除外するねらいである。また. イ デオロギー面での忌避および高度な学術的研鑽が確保 されなかったと一般に信じられている文革期間中の就 学を承認していない点は注目に値する。一方、台湾の 住民については、大陸住民に対する除外規定のうち「文 革中の就学 | を除いた各項に加えて、医学・歯学関係 の資格取得者が審査対象外となっていた。医学に関す る規定は, 同分野の重要性に鑑み, 大陸と台湾との医 学教育ないし医師養成制度の違いや. 厳密さの点で問 題の残る大陸の手法を意識したことが読み取れる。

修正後の規則では、大陸で取得した学歴の承認を希 望する者は、「筆記試験、口頭試問、論文審査あるいは 教育部が公表する方式で | 審査を受けることと規定さ れた (第11条)。 学歴審査は学士と碩士 (修士) 以上の 2段階で47の学問領域に分けて行われ、医学関連の分 野も含まれたが、医療関係の職業の資格試験と無関係 の内容のみに限られ、大陸で取得した中国医学および 西洋医学の学歴は一切承認されなくなった100。修正前 には、医学の学歴審査は書面審査と試験によるとされ ていた(第11条)が、修正後には認められなくなった のである。台湾ではすでに医療関係者が多すぎるくら いであり、その既得権益を守るのが主目的であった。 学士の学歴審査は筆記試験のみが行われ、2~3科目 の専門科目について百点満点の試験で60点以上をとれ ば合格とされ、その学歴が正式に承認されることに なった。一方、修士・博士の学歴については、筆記試 験と論文審査が行われた。筆記試験の各科目でいずれ も70点以上をとってはじめて学位論文審査を申請でき、 送付された論文を3人の専門家が審査して、2人が70 直以上をつけた場合に合格という厳格さであった。

初年度に当たった2011年には、教育部の委託を受けた中興大学に2011年8月に応募、9月に筆記試験、10月の論文審査という手順で学歴承認の作業が進んだ。 大陸で取得した学歴の最初の審査では、当初申請資格のある者は約800人と教育部高等教育司長は見積もっていたが¹¹⁾、実際には学士、修士、博士あわせて61人が申請し、12人が合格と認められた¹²⁾。

2) 大陸による台湾の学歴承認

台湾が大陸の学歴を承認した一方、大陸も台湾の学歴を承認することになった。北京の教育部は2010年に初めて大陸の高等教育機関が台湾の大学入試センターが実施する大学入学のための学力試験である「大学入学考試学科能力測験」、略して「学測」の成績を大陸での選抜の合否判定の拠り所とする決定を行い、初年度には123大学が「学測」の成績を利用した。これら123校は全国31省・直轄市・自治区の61.3%に当たる19省・直轄市・自治区にわたり、北京大学、清華大学など一流大学が多く、ほぼ全分野を網羅している¹³⁾。

「学測」は毎年およそ15万人が受験し、5科目の試 験科目があり、試験の成績により受験生は次の5段階 に分けられる。すなわち、最上級の「頂標級」は受験 者総数の上位12%、「前標級」は上位12%以下~25%、 「均標級」は上位25%以下~50%、「後標級」は50%以 下~上位75%. そして. 最下位25%が「底標級」であ る。このうち、最上位である「頂標級」の成績をとっ た台湾の高給中学卒業生は、大陸の統一大学入試を受 けることなく、各大学に直接応募し、面接に合格すれ ば、そのまま合格の扱いを受けることになった14)。 2010年に同制度が利用された例として、蘇州大学は3 人の台湾の受験生に対して「学測」の成績だけで入学 を許可し、「大陸が台湾の『学測』成績を承認し、試 験免除で台湾の学生を受け入れる政策をとった後の最 初の受益者15)」となった。3人のうちの1人は父親が 台湾資本で蘇州に設けられた企業に勤務していた台北 の女子高校生であり、彼女は蘇州大学が上記123校の うちの一つとなり、台湾での自らの「学測」成績が最 上級であったことから蘇州大学に出願し、大陸の統一 入試を受けることなく臨床医学専攻に入学許可された のである。

初年度の結果が良好であったことから,2011年には 最上級の「頂標級」に加えて,2番目の「前標級」ま で,つまり,受験者総数の上位25%の成績の者は面接 試験のみで合否判定が行われることになった。また, 大陸に設置されている台湾ビジネスマン子女のための 学校の卒業生で台湾に戻って「学測」を受験した者は, 上位50%以内に当たる「均標級」の者まで、面接だけで大陸の大学に受け入れられる道が開かれた¹⁶。

4. 台湾による大陸学生の受け入れ

上述した馬英九総統の選挙公約の実現に向けて. 2008年11月10日. 馬政権の鄭瑞城教育部長が立法院(国 会) において、中国の学生が台湾を訪れて就学できる ように開放し、大陸で取得した学歴を認める措置を講 じることを明らかにした。その際に、「三限」「六不」の 原則を採用することが焦点となった。「三限 | とは 「限校 | 「限量 | 「限域 | つまり、①台湾で就学する中国大陸の 学生の出身大学を限定すること。②受け入れる大陸の学 生の人数を限定すること。③受け入れる学生の専門分野 を限定し、例えば医学・薬学や国の安全保障やハイテク 分野への就学を制限すること. である。また. 「六不 | とは、「不加分」「不影響招生名額」「不提供奨助学金」「不 允許校外打工 | 「不可考照 | 「不可続留台湾就業 | つまり、 ①改めて入試を行わず、大陸の入試成績を合否判定の根 拠とする。②台湾学生の募集定員の外数として受け入れ、 台湾学生の合否に影響を与えない。③台湾政府の予算内 で奨学金を提供しない。 ④学外でのアルバイト従事を許 可しない。⑤台湾の公務員試験の受験を許可しない。⑥ 台湾に留まって就職することを許可しない、というもの であった¹⁷⁾。

この提案に対しては、さまざまな疑問や批判が投げ かけられ、議論が巻き起こった。その根本にあるのは、 たとえ一定の制限ないし条件を付けたとしても、大陸 からの学生の受け入れが結局は台湾の学生の権利や教 育資源を損なうことになることへの懸念であった。議 論の一つとして、例えば、「三限」「六不」の原則は将 来の政策次第で変更されることのないよう、法律の中 に明記して確実なものにすべきであるとの考えが出さ れたこともあった。但し、この原則を法律化すること について、利害関係者である国立大学校院協会、私立 大学校院協進会、私立技専校院協進会という各団体は 反対の立場を表明した。この原則は「実験的」で「段 階的措置」とすべきで、「教育は移り変わり、不断に 進歩する」から、柔軟性をもたせるべきで、杓子定規 にすべきでないというのがその理由であり、台湾大学 副学長のように、これらの原則が行政命令の問題で あって、法律に組み込む性質のものではないとする意 見も見られた18)。また、大陸からの学生に対しても、 台湾の学生と同一基準で学費を徴収することを考えて いた教育部案に対しては、欧米諸外国では学費に内外 格差を設けているところがあることを挙げ、台湾の学 生には学費収入以外にも教育部の予算から教育費が支

出されており、台湾人が納税し、中国人がそれを使って勉学するのは不合理であるとの考えが出された¹⁹⁾。

こうした両岸の留学生交流の問題については、すで に2001 (民国90年) 年3月2日に国家政策研究基金会 が主催した研究会に集まった各専門家・識者の間で も、すでに集中的な討議がなされていた。結論として、 1992年に「両岸人民関係条例」が制定されて以来ほぼ 10年の間に、両岸情勢には大きな変化が生じ、「教育 の国際化は押し止めることのできないうねりとなって おり、教育の西進を再び緩慢にして進まなくさせるこ とはできない20) | という考えが見られたことは注目さ れる。にもかかわらず、大陸からの学生の受け入れは それほど容易ではなく、学位取得を目指す学生を2010 年から受け入れるという馬英九総統の公約実現もやは り翌年にずれ込んだのである。2011年に入ると、受け 入れが本格化し、関係法規の整備が行われた。第一に、 「大陸地区人民が台湾で専科以上の学校に就学するこ とに関する規則 | (原語は「大陸地区人民来台就読専科 以上学校辧法|)が2011年1月6日に公布された。その 中には、いくつかの注目すべき条項が含まれている。

例えば、大陸の学生を受け入れる機関として、①公 立大学の全日制の博士および修士課程, ②私立大学の 全日制の博士. 修士および学士課程. ③公私立専科学 校の2年制の副学士課程が挙がっている(第3条)。 公立大学には学士課程の出願者は受け入れず、大学院 のみに限られているのである。また、受け入れ機関に は「軍および警察の学校は含まない」(第3条)こと が明記された。大陸学生の最終的な受け入れ数は各大 学の学生定員の外数とすることとし、その場合も教育 部が認定した当該年度の「学生定員の1%を越えない」 ものとし、各大学が募集定員を申請する時には、教育 部が認定した当該年度の「募集定員の2%」を原則と することが規定された(第4条)。但し、澎湖県、金 門県、連江県という大陸と目の鼻の先にある島嶼部に 置かれた大学や大学分校などの場合には、定員の制限 を受けないことになっている。離島にあるために学生 募集に相対的な困難を抱えている大学への配慮が働い た措置とも考えられる。また、「国の安全、機密に関 わる学院、学系(科)あるいは学位課程」については、 認定基準と関連の注意事項を毎年公表することが記さ れている (第5条)。大陸からの学生が国防や国家機 密に関わる内容に接近することを防止するために措置 であり、両岸の潜在的緊張関係を示す規定といえる。

大陸学生が出願時に提出する書類は、①入学申請書、②最終学歴の証明書、③台湾での就学に足る経済力の証明書、④その他、受け入れ大学が定める文書(第7条)である。台湾の大学からの入学許可を得た後、受

け入れ大学が代行して内政部出入国・移民署に入境申請を行う際に必要な書類は、①出入国許可申請書、② 受け入れ大学発行の入学許可書の写し・保証書、③大陸での身分証明書の写しなど、身分証明に足る文書の写し、④受け入れ校による申請手続き代行を委託する書類の写し、⑤大陸でしかるべく公認された医療機関などによる健康診断書、⑥その他の関連証明書(第9条)、である。この審査で不許可になるケースとしては、台湾で就学経験を有し退学処分になって2年未満の者、暴力組織・テロ組織の活動に参加した者、内乱罪など重大な嫌疑に関わった者、台湾以外での重大な犯罪歴のある者、大陸で行政・軍事・党務などの公務機関に在職中の者である(第11条)。

このような内容の規則が公布されたのに次いで、同規則に基づき、学士・修士・博士の各段階の募集要項も出された。すなわち「2011年大学の学士クラスが連合して大陸地区の学生を募集することに関する要項」(原語は「大学校院学士班聯合招收大陸地区学生簡章」)および「2011年大学の修士・博士クラスが連合して大陸地区の学生を募集することに関する要項」(原語は「2011年大学校院碩士班博士班聯合招收大陸地区学生簡章」)である。

まず、学士課程の応募資格については、北京、上海、 江蘇、浙江、福建、広東の6省市に戸籍があり、これ らの省市で2011年の普通高等教育機関学生募集統一 試験を受験した者で、以下のいずれか一つの条件を満 たす者と規定された。すなわち、①大陸の高級中学卒 業証書を有する者. ②香港ないし廈門の高級中学卒業 証書を有する者、③台湾の公立高級中学ないし公認さ れた私立高級中学を卒業し、学士課程の入試受験資格 を有する者、④外国の高級中学を卒業し、学士課程の 入試受験資格を有する者、である。出願期間は2011年 5月16日~6月16日夜12時とされ、一律にインターネット 上(http://rusen. stut. edu. tw/) で出願した後, 応募 必要書類を大陸地区学生連合募集委員会まで EMS で 郵送することになっている。 出願が完了したかどうかも. 2011年7月4日の4時以降. 大陸地区学生連合募集委員 会のウェブサイトで出願者が確認し、その後出願を取り 止める場合にも7月5日~6日午後5時以前にインター ネット上で連絡することになっている。まさしくインター ネット時代の受験を印象づける措置である。出願料は1 志願につき、1,575台湾ドル(350元,52米ドル)であり、 各大学とも5つの志望分野まで記入できるが、複数分野 (学院・学科など)を出願する場合は、1志望につき、 それぞれ900台湾ドル(30米ドル)が追加徴収されると いうものであった。加えて、台湾での就学を支える経済 力の証明として、応募3か月前以内に本人、父母、法定 後見人が人民元10万元以上の銀行預金を有することの 証明の提出も義務づけられた。

次に、大学院博士課程への出願資格に関して、新卒 者については普通高等教育機関の統一入試を受験する 際の戸籍所在地、新卒者以外の者は現在の戸籍所在地 が,「北京, 上海, 江蘇, 浙江, 福建, 広東の6省市 である大陸地区人民の年齢45歳以下の者(1966年8月 31日以後の出生者) | 修士課程でもこれら6省市の年 齢40歳以下の者(1971年8月31日以後の出生者)である ことが要件とされた。その上で、①台湾が承認した名簿 に記載された大陸地区の高等教育機関(以下、大陸地区 の高等教育機関と略称する) 21) |. ②台湾の承認規定に 合致する香港あるいはマカオの大学、③台湾の公立大 学あるいはすでに登録済みの私立大学. ④台湾の承認 規定に合致する外国の大学という. いずれかの機関で それぞれ修士学位ないし学士学位を取得した者および それと同等の学力を有する者であることが求められた。 出願期間は2011年4月14日から5月6日の夜12時までと され、すべてインターネット上での出願であることやその 後の手続きは、上述した学士課程と同様である。また、 出願料については、1回ごとに、修士課程は新台湾ドル で1.350元 (人民元の300元あるいは45米ドルに相当). 博士課程は新台湾ドルで2.475元 (人民元の550元ある いは82.5米ドルに相当)と定められた。経済力の証明 規定は上記の学士課程と同じである。出願者は本人の 志望に基づき最大5大学まで、1校につき1志望分野を 記入することができる。各大学は出願者の在学中の学業 成績など提出資料に基づき、総合的に審査し、大陸地 区学生連合募集委員会が各大学の学生募集定員. 各大 学の審査結果と出願者が出願時に記入した志望順序に 従って統一的に各志望大学に振り分け、各大学は定員 を満たすまで入学許可できることになった。合否の結果 は出願者がそれぞれ2011年6月8日の午前10時から、 大陸地区学生連合募集委員会のウェブサイトで確認する という手順である。

これらの募集要項が公表された後、議論の的になったのは、出願しうる受験生の出身地域を上記6省市に限定したことと、大陸の応募可能大学を41校に限定したことであった。これでは、大陸の6省市の戸籍を持つ41の重点大学の卒業生のみが台湾の修士課程、博士課程に応募して学ぶことができるのであり、6省市以外、例えば、湖北、陝西省出身で北京大学を卒業した優秀な学生は、台湾の大学院に応募する資格がないことになる。批判は、この問題点を指摘するものであった。

初年度の2011年には約2,000人の定員が設けられた。その背景には、大陸からは2010年に28万5,000人が海外留学にでかけており、その1%が台湾に来たと

しても、軽く2000人は超えるといった楽観的見方が あった。しかしながら、蓋を開けてみると、期待され たように大陸の学生は集まらなかった。上述したとお り、初年度には国公立大学では大学院生のみを受け入 れ、学士課程は私立大学のみで受け入れるという規制 ないし棲み分けが設けられていた。合格者発表の時点 において、例えば、もともと学士課程には1.613人を受 け入れる計画であったものが. 入学許可されたのは 1.015人(63%)であり²²⁾.87大学が大陸の高級中学卒 業生を受け入れ、開南大学、大仁科技大学、稲江科技 管理学院など21校は皆無であったことが報道された。 受け入れ数の上位校を見れば、淡江(100人). 輔仁(99) 人), 文化 (92人), 銘傳 (88人), 中原 (73人), 東海 (60 人) であった²³⁾。輔仁大学の場合、大陸の合否判定一 期校の合格最低点(原語は「一本線」). つまり全国の 重点大学や211工程、985工程対象大学などの、大陸の 統一入試後の合否判定が最初に行われる名声の高い大 学群への入学に足る成績を収めた受験生から合格者を 決定できたという24)。これは逆に、成績よりも定員の 充足を最優先した大学の存在を十分に推測させる。呉 清基教育部長は、定員充足率の低さの主たる原因は、 「開放の初年度で、宣伝不足25) | であったことを挙げ た。なお、出願者の中には、戸籍が所定の省市以外の 者29人や、学歴基準に足らなかった者16人、教育部の 公認校である浙江大学ではなく、浙江大学寧波工学院 出身のために不合格となった者などが含まれた²⁶⁾。

表 1. 大陸学生の出願・受け入れ状況

		募集定員	出願者数	入学許可 人数	入学意思 表明者	登録人数
博士課程	2011年	82	41	28	28	23
	2012年	67	46	30	28	_
修士課程	2011年	571	295	220	205	181
	2012年	508	430	299	282	_
学士課程	2011年	1488	1569	1071	742	724
	2012年	1566	2153	999	677	ı
合 計	2011年	2141	1905	1319	975	928
	2012年	2141	ı	1328	987	ı

(資料出所) 大学校院招収大陸地区学生聯合招生委員会の ウェブサイト情報より筆者作成。

http://rusen. stut. edu. tw/cpx/Data/2011-data.pdf,

http://rusen. stut. edu. tw/cpx/Data/2012-data. pdf(2012年9月9日閲覧)

上記の「三限六不」のように、応募可能な地域や大学を指定校に限るなど厳しい条件の下、初めての大陸からの学位取得を目指す学生の受け入れは、最終的に大学院生が定員の6割以上の不足、学士課程も定員割れであり、「各大学を大いに失望させる結果²⁷¹」となった。表1は、2011年度の大陸からの学位取得を目指す学生の募集定員、実際の出願者数、最終的な合格者数

を示している。また、表2は、受験を許可された6省市別に、学士課程に限って分布を見たものであるが、 華南地域出身者の多さが目に付く。

表2. 大陸学生の出身地別学士課程主願・受け入れ

地区	年	出願者	資格合格者	入学許可 人数	登録人数	地区別登録 人数比率
北京	2011年	135	94	93	45	6.2%
	2012年	251	211	112	56	_
上海	2011年	128	88	82	55	7.6%
	2012年	161	138	71	45	_
江蘇	2011年	168	71	88	62	8.6%
	2012年	153	105	54	30	_
浙江	2011年	333	216	250	187	25.8%
	2012年	523	463	279	207	_
福建	2011年	395	218	243	198	27.3%
	2012年	537	415	270	190	_
広東	2011年	410	259	261	177	24.4%
	2012年	528	407	213	149	_

(資料出所) 大学校院招収大陸地区学生聯合招生委員会の ウェブサイトより筆者作成

http://rusen. stut. edu. tw/cpx/Data/2011-data. pdf, http://rusen. stut. edu. tw/cpx/Data/2012-data. pdf (2012年9月9日閲覧)

5. 台湾の個別大学での大陸学生 の受け入れ実態

台湾を訪れた暦年の外国人留学生を見ると、図1に 示すように、1954年にはわずか6人であったが、2010 年には2万4,539人まで拡大し、近年とくに急増して いる28)。それは時代の趨勢である国際化への努力の結 果であると同時に、熾烈な学生獲得競争の反映でもあ る。というのは、台湾の高等教育は機関数、在籍者数 ともに50年代以降一貫して拡大を遂げ、2011年現在で 機関数は163校、在籍者は135万2,081人を数えるが、 台湾の人口ならびに学齢人口は微増ないし横ばい状態 になりつつある。例えば、2000年に160万9.050人であっ た18~21歳 人口は、2009年129万8.852人、2010年127 万8,504人, 2011年129万4,620人になっている²⁹⁾。そし て、授業料および雑費収入が学校経費の重要な拠り所 となっている状況の下で、学生獲得のための大学間の 競争がますます熾烈になりつつある。少数の大学が研 究型大学に向かって発展するのを除いて、残りほとん どすべての大学は方法を講じて学部を増設あるいは調 整して、より多くの学生を募集しようとし、特に新設 の私立大学はさらに急速に拡張する方策を立てるな ど、以前にはめったに見られなかった現象が起こって いる。その結果、大学評価で不合格となる専攻や大学 の出現も出現している。外国人留学生はそうした目減 りする学生数を補う手立ての一つとも考えられたので ある。ちなみに、これら外国人留学生に対して、政府

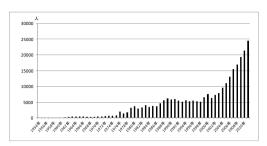


図1. 台湾の訪れる外国人正規留学生数の推移

(資料出所)教育部統計の各年版より作成 http://www.edu.tw/statistics/content.aspx?site_ content_sn=8869 (2012年9月23日閲覧)

表3. 2012年度大学別留学生数と補助金配分額

順位	大学名	留学生数	補助金配分額 (元)	学生一人当 経費(元)
1	国立台湾大学	503	3,340,000	6,640
2	銘傳大学	464	3,080,000	6,638
3	国立成功大学	381	2,530,000	6,640
4	国立台湾科技大学	378	2,510,000	6,640
5	逢甲大学	310	2,060,000	6,645
6	国立政治大学	285	1,890,000	6,632
7	国立台湾師範大学	262	1,740,000	6,641
8	亜洲大学	218	1,450,000	6,651
9	義守大学	218	1,450,000	6,651
10	国立中興大学	215	1,430,000	6,651

(資料出所) 台湾教育部のデータより筆者作成。率 http://ois.moe.gov.tw/data/announce/100/ A01Education1010003475ATTCH.pdf (2012年9月23日閲覧)

はその数の多寡に応じて経費を支出しており、受け入れ数の多い上位10大学を見ると、表3のようになる。

それでは、本稿のテーマであり、新たな範疇として 加わることになった大陸からの学位取得を目指す学生 は、受け入れられた諸大学で如何なる状態にあるの か。彼らの受け入れ数において上位を占め、台湾を代 表する国立および私立大学を例として取り上げ、大陸 学生の受け入れ実態を垣間見ると、次のようになる。

- 1)国立台湾大学:日本植民地時代の台北帝大を源流とする国立台湾大学には1,837人の外国籍学生が在籍し、交換留学生制度では世界の33校からの47人が学んでいる。大陸からの学生は修士課程で定員75人に対して58人を受け入れ、博士課程で定員15人に対して12人を受け入れた。台湾大学に入学した学生の専攻分野は文・法関係が多く、国際企業学系は8人、国際発展研究所は2人の修士と1人の博士を受け入れた。大陸の学生は政府の奨学金を受けられないが、企業からの奨学金を受けた者が17人おり、毎年30万台湾ドルを2年間支給することになっている300。
- 2) 国立政治大学: 蒋介石が開設したという特色を 有し、人文・社会科学分野が充実した総合大学である

政治大学には、海外華僑子女の学生(僑生)を含めて 外国人留学生は1,000人余りが在籍する。大陸の12大 学と交流があり、2011年度には61人が来学した。大陸 からの学位取得目的の学生については、もともと25人 の入学定員が政府により配分されたが、政治大学を志 望したのは10数人であり、最終的に受け入れたのは大 学院生の9人であった。これらの学生には台湾政府か らの奨学金は授与されないが³¹⁾、篤志家の寄付による 個人奨学金の形で全員に就学援助がなされている。大 陸の学生は全員大学の宿舎に住んでいる³²⁾。

3) 淡江大学:輔仁大学などと並ぶ私学の雄である 淡江大学は、世界30か国の150大学と姉妹校関係を結 び33). 2012年度には大陸の南開. 復旦. 廈門. 吉林. 南京, 北京理工, 四川, 西北工業, 西安交通, 華東師 範. 蘭州. 山東. 天津の各大学から短期の交換留学生 として計94人を受け入れるなど34, 積極的に国際交流 を展開している。これら短期留学生とは別に、学士課 程では最多の100人の学位取得を目指す学生を受け入 れた淡江大学は、大学院生と入学成績が優秀であった 学士課程の学生の計5名に対して学費減免の方法によ り実質的な支援を行った。初年度入学の大陸学生は. 管理上の便宜を考えた教育部からの要請もあり、全員 を大学の宿舎に住まわせた。しかし、宿舎の部屋数に 限りがあり、宿舎費が必ずしも安価ではないことから、 2年目には大陸学生は大学の宿舎に住むか、学外のア パートを探すかは自由に決定しうるようになった。 2012年度に教育部が淡江大学に認めた本科課程の募集 定員は45人であったが、応募者の延べ人数1,200人以 上のうちから大学側は20人だけを受け入れることと し、その他に3人の大学院生を受け入れた35)。

6. 大陸側の姿勢

以上述べてきた台湾側の受け入れ政策や実態に対して、大陸側は如何なる姿勢をとって来たかということも、検討しておくべき課題である。中国教育部は2011年4月27日付けで通知を出し、2010年8月に台湾が大陸の41大学の学歴を承認し、大陸の学生が台湾に赴いて学習できるよう門戸を開くという事実を伝えた³⁶⁰。同通知には、学生が台湾へ赴いて学習する便宜を図るために、「海峡両岸学生募集サービスセンター(原語は「海峡両岸招生服務中心」)」を設け、台湾側の窓口としては「高等教育機関による大陸地区学生の連合募集委員会(原語は「大学校招収大陸地区学生聯合招生委員会」、略称は「陸生聯招会」)が設けられることが記された。その上で、大陸の他の機関が台湾の諸大学の委託を受けて学生募集に関わることを禁じている。同通

知には募集対象地区が6省市に限定されることなど、上述した台湾側の受け入れ体制がほぼそのまま記述されている。そうした記述の中で目に付くのは、台湾側が7月4日以前、つまり大陸で統一大学入試の合否判定が始まる前に、台湾の諸大学への出願者に関する合否判定を終了し、合格者名簿を大陸側の学生募集サービスセンターに提供し、台湾の大学から入学許可され、受験生本人も台湾での就学を確認した場合には、大陸で始まる大学入試の合否判定の対象としないこととされていることである。つまり、大陸の受験生は台湾と大陸の二股をかけられない仕組みなのである。

大陸の学生で台湾の大学から入学許可された者は、台湾からの入境許可証明書および関係6省市にある台湾工作辦公室が交付する証明書と戸籍所在地の公安機関の出入国管理部門が発行する台湾への通行証を取得しなくてはならない。学位の認証に関しては、「入学許可された受験生が台湾での所定の全課程を修了し、論文の口頭試問にも合格した後に取得した台湾の大学が発行する学位証書は、大陸の関係部門が認証する資格の根拠とすることができる」と明記された。また、「台湾の高等教育機関で学んだ大陸の学生は卒業後に、自主的に職業選択を行うこと」と述べられた。

同様の通知は2年目の2012年にも3月23日に出され た37)。この通知の冒頭では、「各関係機関の共同努力の 下、2011年の大陸学生が台湾に赴いて就学する活動は 妥当であり、秩序だって展開され、効果は良好であった| との評価が示された。この2年目の通知は基本的に初 年度の規定とほぼ同じ文言が使われている。但し、大 陸学生の受け入れに関する宣伝、コンサルティング、 学生募集規定に関する条項は、初年度に比べて文字数 が増え、詳細になったことが目立つ。すなわち、初年 度の規定にも冒頭に、両岸で公に設けられた上記の サービスセンターと連合募集委員会以外の機関が勝手 に募集や宣伝を行うことを禁ずる文言があったが、2 年目には、それに加えて、「承認を受けていない大陸の その他の如何なる機関も大陸学生が台湾に赴く事務に 参与したり、介入したりしてはならず、台湾側の委託 を受けて学生募集. コンサルティングなど関連の活動 を勝手に行ってはならない。両岸の関係機関が互いに 協力して大陸で上述の活動に従事してはならない。各 省(区・市)の教育庁(教育委員会), 高等教育機関の 学生募集事務室は学生が台湾へ赴くこと関する政策を 確実に掌握」することを当該条項の中で求めている。

この2年目の通知を額面通りに理解すれば、大陸側は台湾が大陸の学生の受け入れを開始したことを評価し、支持しているように見える。しかしながら、学生の管理はあくまで海峡両岸学生募集サービスセンター

を窓口として一本化され、出願や出国の縛りが容易に行えるようになっている。翻って、前掲の表1、表2に示した出願者数、入学者数などを見ると、大学院に比べて学士課程では相対的に多くの出願者や入学者が出たが、これは「大陸側が努力して台湾の面子を傷つけないように配慮したのであり、かくしてようやく"両岸がウィンウィンの関係"の未来を作り出し得た380」という見方もある。確かに、両岸関係への大陸側の思惑や配慮が働いたことは十分にあり得る。

7. おわりに

自国の学生であれ、海外からの留学生であれ、多くの者を受け入れたり、惹き付けたりするには、奨学金の給付など補助的手段も一定の効果をもつことは否めない。しかしながら、より本質的には、当該の受け入れ国ないし教育機関が提供する教育サービスの質が問われることになる。台湾の諸大学は果たして大陸の学生にとって魅力のあるものになっているかどうかである。出願の状況からのみ見れば、そうとは言い難い。かつまた昨年来の受け入れ政策は台湾の諸大学の需要に見合ったものになっているかどうかである。出願できる範囲を6省市と地理的に限定し、大学も41校に限ったことは、台湾にとって不利に働いている。台湾の大学の中でも、とくに学生募集に腐心する脆弱な私学を中心として期待はずれの状況が起こっている。

一方、台湾から大陸へ向かう学生は、本文中で述べたとおり、主に大学院段階でかなりの増加傾向にある。かつて台湾の学生が次善の策として大陸の大学への留学を選んでいたのと違い、現在では優秀な学生が優先的に大陸の大学を選択する傾向が現れていると言われる。大陸には世界各地の中国語の話者を中心に留学する者が増えている。地球的規模で激化する学生獲得競争以前に、おそらくは「中華世界」での深刻な競争に勝ち抜く課題に台湾の高等教育は直面しているのである。おそらく大陸が失うものは少なく、すでに2011年現在で高等教育在籍者数が2,400万人もの膨大な人数に達していても引き続き高まる国内の進学圧力を弱める方途として台湾での進学を捉えうるのである。

台湾の大学への出願者と最終的入学登録者との差は、入学許可を得たとはいえ、台湾での勉学に要する経費支出能力をはじめとして現実には台湾に赴くのを思いとどまらせる種々の原因が受験生の側に働いたことが考えられる。他方、大陸の受験生がたとえ台湾の大学の入学許可証を得たとしても、パスポートを発行する権限(出国許可を与える権限)は大陸側が握ることの意味は大きい。思想上の問題を含めて、パスポートの意味は大きい。思想上の問題を含めて、パスポートの意味は大きい。思想上の問題を含めて、パスポー

トなどの発行が不適切と大陸が判断した者については、 制限を加えることも自在である。両岸の学生交流の主 導権がいずれにあるかは、容易に推測がつく。台湾に よる大陸学生の正式受け入れは始まったばかりであり、 その成否を占うのは時期尚早であろう。しかしながら、 いまや経済的にはますます大陸の巨大市場に期待する ことで生き残りを図らざるを得ない台湾という構図が、 高等教育でも当てはまるように思われるのである。

【注】

- 1)「回帰教育基本面,採認大陸学歷」(民国90年3月 2日)
 - http://old. npf. org. tw/Symposium/s90/900302-EC. htm(2012年1月24日閲覧)
- 2)楊玉恵,宋雯倩「大陸地区学歷採認辦法立法沿革 及相関配套」『国家菁英』No.27,第7卷第3期, 2011年9月,91頁。
- 3) 同上, 92頁。
- 4) 1992年の「条例」制定後の教育部長は、毛高文(1987年7月~1993年2月9月) 郭為藩(1993年2月~1996年6月) 呉京(1996年6年~1998年2月) 林清江(1998年2年~1999年6月) 楊朝祥(1999年6月~2000年5月) 曾志朗(2000年5月~2002年1月) 黄榮村(2002年2月~2004年5月) 杜正勝(2004年6月~2008年5月) 鄭瑞城(2008年5月~2009年7月) 呉清基(2009年8~2012年1月) 蒋偉寧(2012年2月1日~現在)。
- 5)「近年来境外学生在台留学・研修人数」台湾教育部 ウェブサイトの「大陸研修生」欄の人数であり,「6 か月以内および6か月以上の短期交流を含む」とされ る。http://www.edu.tw/statistics/content. aspx?site_content_sn=8869 (2012年9月9日閲覧)
- 6) 楊玉恵・宋雯倩, 前掲論文, 95頁。
- 7) 『中国教育年鑑』1991~2009年の各年版の当該記載による。
- 8) 『中国教育年鑑』 2009年版, 406頁。
- 9) 『中国教育年鑑』 2006年版. 343頁。
- 10)「大陸学歷9月筆試,排除中西医」『聯合報』2010 年6月24日。
- 11) 同上。
- 12)「大陸学歴甄試僅12人過第一関」『旺報』2011年10 月5日。
- 13) 台湾の学生を受け入れる高等教育機関のリストは、「招收台湾学生的普通高等学校名単 (123所)」 http://www. huaue. com で閲覧可能。
- 14) 「上海13所高校招台湾高中生可凭学測成績申請 http://www. shw. cn/jy/wj/201004/305391. html
- 15) 「三名台湾学生凭学測成績被蘇州大学録取」 http://www.nihaotw.com/lajl/wjws/201009/ t20100904 606503.htm (2012年9月3日閲覧)
- 16) 教育部「普通高校依拠台湾地区"学測"成績招收台湾高中畢業生的通知」http://www.chinaeducenter.com/forum/viewtopic.php?f=1&t=13752 (2012年9

月3日閲覧)

- 17)「中国学生来台,三限六不」『自由時報(電子報)』 2008年11月11日(2012年1月24日閲覧)
- 18)「『三限六不』不入法, 教育部, 大学協会不主張」『今日新聞』2010年5月6日 http://www. nownews.com/2010/05/06/327-2599948.htm#ixzz1kSVYUCp6(2012年1月24日閲覧)
- 19) 前掲,「中国学生来台,三限六不」
- 20) 前掲,「回帰教育基本面,採認大陸学歴」
- 21) 指定された大学は、北京大学、清華大学、中国人民大学、北京理工大学、北京航空航天大学、北京師範大学、中央美術学院、中央音楽学院、北京体育大学、中国農業大学、中央民族大学、南開大学、天津大学、東北大学、大連理工大学、吉林大学、哈爾濱工業大学、同済大学、上海交通大学、華東師範大学、復旦大学、南京大学、東南大学、浙江大学、中国科学技術大学、厦門大学、山東大学、中国海洋大学、武漢大学、華中科学技術大学、週南大学、四川大学、電子科技大学、重慶大学、西安交通大学、西北工業大学、西北農林科学技術大学、蘭州大学の計41校を指す。
- 22) 統計数字については、例えば「来台中生素質不佳、研究所缺額率62%」『自由時報』2011年6月9日や「陸生学士班学生程度佳」『中国時報』2011年7月5日所載の統計数字は、やはり大陸学生聯合招生委員会発表の数字であるにもかかわらず、公表時期により違いが見られる。この時期の入学許可人数は学士1,015人、修士220人、博士28人の計1,263人と報じられた。
- 23)「首招中生,後段私校招不到人」『自由時報』2011 年7月5日および「陸生学士班録取1,015人,学生 程度佳」『中国時報』2011年7月5日。
- 24) 前掲「陸生学士班学生程度佳」『中国時報』2011 年7月5日。
- 25)「研究所招陸生, 缺額率62%」『聯合報』2011年6月9日。初年度には, 銘傳大学, 中原大学, 世新大学, 静宜大学, 聖約翰大学, 朝陽科技大学, 大仁科技大学, 東方設計学院の私立大学・専科学校8校が2011年4月23日に上海で開催された大学フェアで広報活動を展開した(「台湾8私校, 首次登陸招生」http://www.chinareviewnews.com/doc/1016/7/0/8/101670801.html?coluid=7&kindid=0&docid=101670801で2012年9月11日閲覧)。
- 26)「研究所招陸生、缺額率62%」『聯合報』2011年6 月9日。
- 27) 同上。
- 28) 教育部統計による。http://www.edu.tw/statistics/content_aspx?site_content_sn=8869 (2012年9月23日閲覧)学位取得を目指す正規留学生と語学センターで学ぶ学生のみを含む。この数字に含まれない外国人学生として、僑生(外国籍中国人学生)、姉妹校同士の交換留学生(外籍交換生)などがあり、2010年にはその数がそれぞれ1万3,562人、2,259人である。加えて、短期研修生など、その他の外国人学生という範疇に入る者も7,599人いる。
- 29) 教育部統計による。http://www.edu.tw/statistics/content.aspx?site_content_sn=8869

(2012年9月23日閲覧)

- 30) 2012年1月5日に筆者が同大の林淑静(国際事務所国際合作組組長), 薛恵心(国際事務所国際合作組), 戴娟姿(教務処研究生教務組主任)の各氏に行った聞き取りによる。
- 31) 大陸で学ぶ台湾の学生には「台湾学生奨学金管理 暫行辦法」(2006年11月8日) に基づき奨学金が提 供される。奨学金申請の基本条件は、①一つの中国 に同意すること、②国家の法律・法規を自覚的に遵 守し、大学の各種規則を遵守すること、③誠実で約 束を守り、良好な道徳的素養があること、④入試成 績が優秀であるか, 大陸での学習期間中に勤勉で労 苦に耐え、成績が優秀であること、という四つの条 件を満たしていることである。奨学金の種類につい ては、学士・専科、修士、博士の各課程とも1等か ら3等まで分かれる。受給者数と受給額はそれぞれ 学士・専科1等は200名に4,000元, 学士・専科の2 等は300名に3,000元, 学士・専科3等は500名に2,000 元であり、修士1等は50名に6,000元、修士2等は 150名に4,000元,修士3等は300名に3,000元であり、 博士1等は50名に8,000元, 博士2等は150名に6,000 元,博士3等は300名に4,000元である。http://www. gatzs. com. cn/gatzs/yz/zcfg/200611/20061108/678071. html (2012年8月19日閲覧)
- 32) 2011年12月23日に筆者が同大の陳樹衡(国際合作 事務処・国際合作長・経済系教授)陶韻恵(国際合 作事務所・国際合作専門員)の両氏に行った聞き取 りによる。
- 33) 淡江大学ウェブサイト http://w3.tku. edu. tw/sister/statistic-country. asp (2012年9月12日閲覧)
- 34) 淡江大学ウェブサイトによる。http://w3.tku. edu. tw/sister/interact. asp?offset=20 (2012年9月12日閲覧)。淡江で学ぶ各国大学との交換留学生は計651人である。
- 35) 筆者の問い合わせに対する淡江大学大陸問題研究 所の楊景堯副教授による2012年9月11日のメールでの 教示。1012年度の淡江大学の留学生受け入れ数の順位 は、政府の留学生経費受給校85校の第31位である。
- 36)「教育部辦公庁関於2011年台湾高等学校在北京等 六省(市)招収自費生等有関事項的通知」http:// www. moe. gov. cn/publicfiles/business/htmlfiles/ moe/A20_xxgk/201105/xxgk_119416.html (2012年 9月23日閲覧)
- 37)「教育部辦公庁関於2012年台湾高等学校在北京等 六省(市)招収自費生等有関事項的通知」http:// www.pkuzyw.com/article_show.asp?id=1005
- 38) 楊景堯「台湾首屆招収陸生政策與成効思考」(近刊 の楊景堯『亜洲主要国家高等教育学生遷移與磁吸効 応之研究』第8章第2節,189~194頁に集録予定稿。 筆者の許可を得て引用。同稿の中には、輔仁大学の 教務長が同校の入学者に北京地区出身者が多く,これは「大陸の関係機関の努力があり,面子を保った」のではと述べたことも記されている。なお,本引用 に限らず,楊博士からは直接の対話を通じても,両 岸の学生交流に関して本稿注35をはじめとして,実 に多くの教示を受けた。付記して謝意を表したい。